

ご利用料金

【多床室】

要介護度	基本料金
要介護1	24,990 円 (@ 833 円)
要介護2	28,290 円 (@ 943 円)
要介護3	35,460 円 (@ 1,182 円)
要介護4	38,490 円 (@ 1,283 円)
要介護5	41,250 円 (@ 1,375 円)

負担額	居住費	食費
第1段階	0 円 (@ 0 円)	9,000 円 (@ 300 円)
第2段階	12,900 円 (@ 430 円)	11,700 円 (@ 390 円)
第3段階①	12,900 円 (@ 430 円)	20,400 円 (@ 680 円)
第3段階②	12,900 円 (@ 430 円)	42,600 円 (@ 1,420 円)
第4段階	18,000 円 (@ 600 円)	52,500 円 (@ 1,750 円)

上記負担段階は下記の（表 1）を参照

※1ヶ月(30日)のご利用料金です

基本料金に日額で付加されるもの	
初期加算（入所した日から30日以内）	30 円
栄養マネジメント強化加算	11 円
サービス提供体制加算	22 円
感染対策指導管理	6 円
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6 円
合 計（1日当たり）	75 円

基本料金に月額で付加されるもの	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円
排泄支援加算（Ⅰ）	10 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円
協力医療機関連携加算	50 円
生産性向上推進体制加算	10 円
合 計（1月当たり）	255 円

【個室】

要介護度	基本料金
要介護1	21,630 円 (@ 721 円)
要介護2	24,960 円 (@ 832 円)
要介護3	32,100 円 (@ 1,070 円)
要介護4	35,160 円 (@ 1,172 円)
要介護5	37,890 円 (@ 1,263 円)

負担額	居住費	食費
第1段階	16,500 円 (@ 550 円)	9,000 円 (@ 300 円)
第2段階	16,500 円 (@ 550 円)	11,700 円 (@ 390 円)
第3段階①	41,100 円 (@ 1,370 円)	20,400 円 (@ 680 円)
第3段階②	44,100 円 (@ 1,470 円)	42,600 円 (@ 1,420 円)
第4段階	54,900 円 (@ 1,830 円)	52,500 円 (@ 1,750 円)

上記負担段階は下記の（表 1）を参照

【多床室・個室 共通】

介護職員処遇改善加算	所定単位 × 66 ÷ 1000（円）
------------	---------------------

（表 1）

居住費・食費の減額について 年金・その他の所得の合計からみた段階別の判断基準 ※該当する段階は市町村で判断されます	
第1段階	・生活保護受給者 ・境界層該当者 ・高齢福祉年金受給者 (預貯金等の資産の状況 単身：1,000万円以下／夫婦：2,000万円以下)
第2段階	・合計所得金額+年金の収入額が年間82.65万円以下の人 (預貯金等の資産の状況 単身：650万円以下／夫婦：1,650万円以下)
第3段階①	・合計所得金額+年金の収入額が年間82.65万円超、120万円以下の人 (預貯金等の資産の状況 単身：550万円以下／夫婦：1,550万円以下)
第3段階②	・合計所得金額+年金の収入額が年間120万円を超える人 ・市町村民税が課税の世帯であるが、特例減額措置を受けられる人 (預貯金等の資産の状況 単身：500万円以下／夫婦：1,500万円以下)
第4段階	上記以外

※その他、日常生活費等の自己負担がかかる場合があります。

※上記の料金（その他の雑費を除く）は1割負担の料金です。

2割負担・3割負担の方はそれぞれ概ね2倍・3倍の料金になります。

その他の雑費（主なもの）	
教養娯楽費（1日につき）	120 円
個室室料（1日につき）	650 円
テレビ貸出し料（初回のみ）	509 円
テレビ使用料（1日につき）	305 円
散髪費用	実費相当分
銀行振込手数料	実費相当分

個別に加算されるもの（1回につき）	
安全対策体制（入所日のみ）	20 円
再入所時栄養連携加算	200 円
療養食加算（1食につき）	6 円
初期入所診療管理	250 円
薬剤管理指導	350 円
疼痛緩和の為に特設薬剤の投与・注射を使用している場合	50 円
理学療法（Ⅱ）	73 円
作業療法	
・入所3ヵ月目まで	123 円
・入所4ヵ月以降	
毎月10回目まで	123 円
毎月11回目以降	86 円
作業療法リハビリテーション体制強化加算	35 円
言語聴覚療法	
・入所3ヵ月目まで	203 円
・入所4ヵ月以降	
毎月10回目まで	203 円
毎月11回目以降	142 円

個別に加算されるもの（1日につき）	
経口移行加算	28 円
重度療養管理	125 円
緊急時治療管理	518 円
新興感染症等施設療養費	240 円
短期集中リハビリテーション	240 円
認知症短期集中リハビリテーション	240 円
摂食機能療法	208 円

個別に加算されるもの（1月につき）	
経口維持加算（Ⅰ）	400 円
経口維持加算（Ⅱ）	100 円
自立支援促進加算	280 円
服薬情報等提供加算	20 円
作業療法リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出	20 円
作業療法情報提供	33 円

ご利用料金

ショートステイ

※1ヶ月(30日)のご利用料金です

【多床室】

要介護度	基本料金
要介護1	26,820 円 (@ 894 円)
要介護2	30,180 円 (@ 1,006 円)
要介護3	37,500 円 (@ 1,250 円)
要介護4	40,590 円 (@ 1,353 円)
要介護5	43,380 円 (@ 1,446 円)
要支援度	基本料金
要支援1	19,980 円 (@ 666 円)
要支援2	24,810 円 (@ 827 円)

負担額	居住費	食費
第1段階	0 円 (@ 0 円)	9,000 円 (@ 300 円)
第2段階	12,900 円 (@ 430 円)	18,000 円 (@ 600 円)
第3段階①	12,900 円 (@ 430 円)	30,900 円 (@ 1,030 円)
第3段階②	12,900 円 (@ 430 円)	40,800 円 (@ 1,360 円)
第4段階	18,000 円 (@ 600 円)	52,500 円 (@ 1,750 円)
上記負担段階は下記の(表1)を参照		

基本料金に日額で付加されるもの	
サービス提供体制加算	22 円
感染対策指導管理	6 円
合 計 (1日当たり)	28 円

基本料金に月額で付加されるもの	
生産性向上推進体制加算	10 円
合 計 (1月当たり)	10 円

個別に加算されるもの(1回につき)	
送迎加算	184 円
療養食加算(1食につき)	8 円

個別に加算されるもの(1日につき)	
作業療法	123 円
作業療法リハビリテーション体制強化加算	35 円
理学療法(Ⅱ)	73 円
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	6 円
重度療養管理	125 円
緊急短期入所受入加算	90 円

個別に加算されるもの(1月につき)	
作業療法リハビリテーション計画加算	480 円
作業療法日常動作訓練指導加算	300 円

その他の雑費(主なもの)	
教養娯楽費(1日につき)	120 円
個室室料(1日につき)	650 円
テレビ貸出し料(初回のみ)	509 円
テレビ使用料(1日につき)	305 円
散髪費用	実費相当分
銀行振込手数料	実費相当分

【個室】

要介護度	基本料金
要介護1	23,340 円 (@ 778 円)
要介護2	26,790 円 (@ 893 円)
要介護3	34,080 円 (@ 1,136 円)
要介護4	37,200 円 (@ 1,240 円)
要介護5	39,990 円 (@ 1,333 円)
要支援度	基本料金
要支援1	18,090 円 (@ 603 円)
要支援2	22,230 円 (@ 741 円)

負担額	居住費	食費
第1段階	16,500 円 (@ 550 円)	9,000 円 (@ 300 円)
第2段階	16,500 円 (@ 550 円)	18,000 円 (@ 600 円)
第3段階①	41,100 円 (@ 1,370 円)	30,900 円 (@ 1,030 円)
第3段階②	44,100 円 (@ 1,470 円)	40,800 円 (@ 1,360 円)
第4段階	54,900 円 (@ 1,830 円)	52,500 円 (@ 1,750 円)
上記負担段階は下記の(表1)を参照		

【多床室・個室 共通】

介護職員処遇改善加算	所定単位 × 66 ÷ 1000 (円)
------------	----------------------

(表1)

居住費・食費の減額について 年金・その他所得の合計からみた段階別の判断基準 ※該当する段階は市町村で判断されます	
第1段階	・生活保護受給者 ・境界層該当者 ・高齢福祉年金受給者 (預貯金等の資産の状況 単身: 1,000万円以下/夫婦: 2,000万円以下)
第2段階	・合計所得金額+年金の収入額が年間82.65万円以下の人 (預貯金等の資産の状況 単身: 650万円以下/夫婦: 1,650万円以下)
第3段階①	・合計所得金額+年金の収入額が年間82.65万円超、120万円以下の人 (預貯金等の資産の状況 単身: 550万円以下/夫婦: 1,550万円以下)
第3段階②	・合計所得金額+年金の収入額が年間120万円を超える人 ・市町村民税が課税の世帯であるが、特例減額措置を受けられる人 (預貯金等の資産の状況 単身: 500万円以下/夫婦: 1,500万円以下)
第4段階	上記以外

※その他、日常生活費等の自己負担がかかる場合があります。

※上記の料金(その他の雑費を除く)は1割負担の料金です。

2割負担・3割負担の方はそれぞれ概ね2倍・3倍の料金になります。